

平成30年度介護サービス事業者等集団指導

運営上の留意事項について (共通・居宅サービス)

同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い(訪問系サービス)

【平成30年度見直し内容】

ア 建物の範囲等を見直し、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅以外の建物も対象とする。

イ 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物のうち、当該建物に居住する利用者の人数が1月あたり50人以上の場合は、15%減算。

①事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者	10%減算
当該建物に居住する利用者の人数が <u>1月あたり50人以上</u> の場合	<u>15%減算</u>
②上記以外の範囲に所在する建物に居住する者 (当該建物に居住する利用者の人数が <u>1月あたり20人以上</u> の場合)	10%減算

ウ 減算を受けている者と、当該減算を受けていない者との公平性の観点から、減算を受けている者の区分支給限度基準額を計算する際には、減算前の単位数を用いる。

利用者の人数の計算方法(平成27年4月1日 平成27年度介護報酬改定に係るQ & A 問8)

サービス提供契約のある利用者のうち、該当する建物に居住する者の数をいう。(サービス提供契約はあるが、当該月において、サービス提供がなかった者を除く)

※同一敷地内に複数の建物がある場合、利用者数を合算しない。(渡り廊下等で外形上一棟の建物と考えられる場合は除く)

介護保険被保険者証の預かりについて

全てのサービスにおいて基準省令に「受給資格の確認」が規定されており、要介護認定の有無や要介護認定の有効期間について確かめることが義務づけられています。確認方法については、明確に決まっていませんが、多くは利用者から同意を受け、写しをとる方法がとられています。また、被保険者証自体を預かるという事業者もあるようですが、その場合は、必ずトラブルにならないよう利用者へ説明・同意のうえ、預かり証を交付してください。また、要介護認定の申請の援助として、事業者が利用者にかわって申請代行する際に被保険者証を預かることになりますが、その際にも、必ず同意を受け、預かり証を交付するようお願いいたします。※買物代行等で金銭や通帳などを預かる場合についても同様に必ず預かり証を交付し、適切な管理をお願いします。

契約書・重要事項説明書の再点検について

契約書や重要事項説明書は、各事業所それぞれの状況に応じて作成されるものですが、利用者とのトラブルとなった際には、基本となるものです。このため、今年度より、居宅サービスのチェックリストに自己点検表を新たにつけ加えました。

次の点に特にご留意の上、実際の運用と相違のないよう再点検をお願いします。

- ① 利用料に関する項目(支払方法、変更方法等)
- ② 契約解除に関する項目(利用者からの解除、事業者からの解除 等)
- ③ 契約の終了に関する項目
- ④ 契約書と重要事項説明書の内容の相違がないこと

訪問看護

【理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問の適正化】

看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の代わりに訪問させるものであるため、以下の点に留意すること

- ①訪問看護記録書を用いて情報を共有すること
- ②訪問看護計画書及び訪問看護報告書は看護職員と理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が連携して作成すること
- ③利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問及び利用者の状態の適切な評価を行うこと。

「訪問看護計画書及び訪問看護報告書等の取扱いについて(平成12年3月3日付老企第55号厚生労働省老人保健福祉局企画課長通知)」が改正されているので注意すること。

【複数名訪問加算】

診療報酬の体系に合わせて「看護補助者の場合」を追加。

<利用者またはその家族等の同意が得られない場合>

訪問看護師・訪問介護員安全確保・離職防止対策事業(市町事業)

負担割合:県1／3 市町1／3 事業者1／3

補助単価:(訪問看護、介護予防訪問看護) 看護師等 2,540円/回

看護師等と看護補助者 2,010円/回

(訪問介護) 訪問介護による訪問 1,030円/回

共生型訪問介護による訪問 800円/回

通所介護

【機能訓練指導員の要件追加】

(従来の要件)

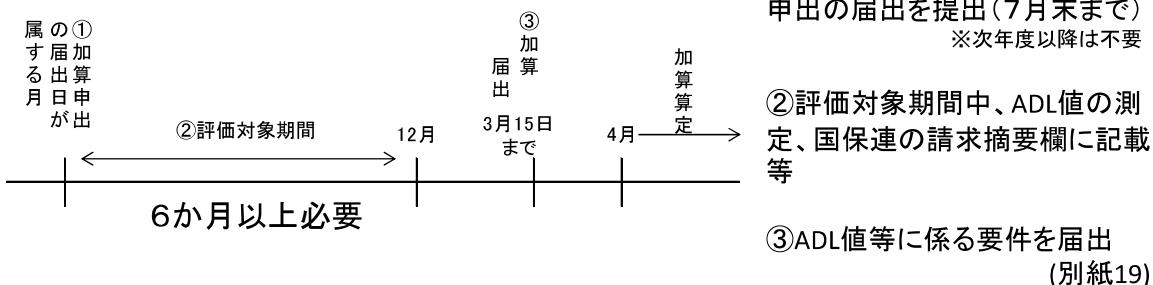
理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師
(追加)

一定の実務経験※を有するはり師、きゅう師

※理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ
指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練
指導に従事した経験

加算に関係する職種であるので要件確認は確実に

【ADL維持加算の算定手続き(31年度以降)】



(別紙19)

平成 年 月 日

ADL維持等加算に係る届出書（（地域密着型）通所介護事業所）

1 事業所名			
2 動区別	1 新規	2 変更	3 終了
3 施設種別	1 通所介護事業所	2 地域密着型通所介護事業所	
4 届出項目	1 ADL維持等加算		

5 届出内容

(1) 評価対象者数	① 評価対象期間（注1）に連続して6月以上利用した期間（注2）（評価対象利用期間）のある要介護者（注3）の数 人 → 20人以上	該当 非該当
(2) 重度者の割合	② ①のうち、評価対象利用期間の最初の月（評価対象利用開始月）において、要介護度が3、4または5である者の数 人	該当 非該当
	③ ①に占める②の割合 %	→ 15%以上
(3) 直近12月以内に認定を受けた者の割合	④ ①のうち、評価対象利用開始月の時点で初回の要介護・要支援認定があつた月から起算して12月内である者の数 人	該当 非該当
	⑤ ①に占める④の割合 %	→ 15%以下
(4) 評価報告者の割合	⑥ ①のうち、評価対象利用開始月と当該月から起算して6月目に、事業所の機能訓練指導員が Barthel Index を測定し、その結果を報告している者の数 人	該当 非該当
	⑦ ①に占める⑥の割合 %	→ 90%以上
(5) ADL利得の状況	⑧ ⑥の要件を満たす者のうちAD利得（注4）が上位25%（注5）の者について、各々のAD利得がより大きければ1、0より小さければ-1、0ならば0として合計したもの → 0以上	該当 非該当

各事業所でも記載するが、
請求状況により国保連合会より要件の適否について情報提供あり

各事業所で記載
※根拠となる資料は必ず
保存しておくこと

注1：加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間。

注2：複数ある場合には最初の月が最も早いもの。

注3：評価対象利用期間中、5時間以上の通所介護費の算定回数が5時間未満の通所介護費の算定回数を上回るものに限る。

注4：評価対象利用開始月から起算して六月目の月に測定したADL値から評価対象利用開始月に測定したADL値を控除して得た値。

注5：端数切り上げ。

福祉用具貸与

(貸与件数月平均100件以上の商品)

【平均貸与価格の公表及び利用者への説明】

国が調査し公表した平均貸与価格を利用者に説明すること

【貸与価格の上限設定】

国が平均貸与価格をもとに商品ごとに上限価格を設定。10月の貸与分以降は上限を超えて貸与を行った場合、福祉用具貸与費は算定されません。

(国HP <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html>)

【商品コード】

介護給付費明細書にTAISコードまたは福祉用具届出コードを記載すること。

商品コードの公表は「毎月10日までに受け付けた申請は翌月1日に付与」して公表。

(公益財団法人テクノエイド協会のHP <http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml#part7>)

【運営に関する基準の見直し】

○同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供

○福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付

居宅介護支援

【訪問回数の多いケアプランの届出】

要介護度別に月あたり下表の回数以上の「生活援助中心型」を位置づけているケアプラン

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

※身体介護に引き続き生活援助を行う訪問介護は回数に含みません。

H30年10月1日以降、作成(変更)したケアプランで上記回数以上の訪問介護を位置づけている場合、翌月の月末までに届出(届出方法等は、各市町に確認)

【退院退所加算】

病院又は診療所に係る加算算定について

カンファレンスの定義(退院時共同指導料2の注3)

- ①在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等
- ②在宅療養担当医療機関の保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士
- ③保険薬局の保健薬剤師
- ④訪問看護ステーションの看護師等(准看護師を除く。)、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士
- ⑤介護支援専門員又は相談支援専門員

本加算を取得するには、⑤に加えて①～④のうち2者以上が参加し、かつ入院中の保健医療機関の保険医又は看護師等が行う必要がある。

カンファレンスに参加した場合の「利用者又は家族に提供した文書の写し」

病院の医師や看護師等と共同で退院後の在宅療養について指導を行い、患者に情報提供した文書の写しを入手すること。

居宅介護支援

【特定事業所加算】

特定事業所加算算定事業所は、質の高いケアマネジメントを実施する事業所として、地域における居宅介護支援事業所のケアマネジメントの質の向上を牽引する立場にある

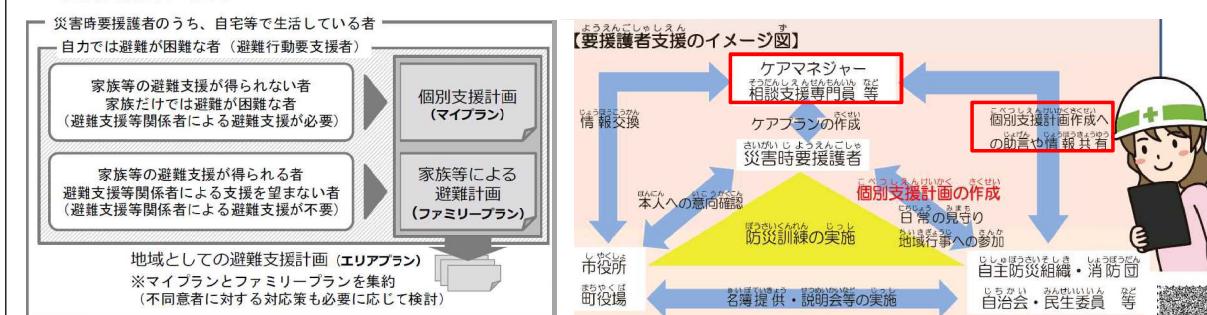
研修計画の策定…次年度が始まるまでに次年度の計画を定めること。
(H30年度は9月末までに策定。策定がない場合は、10月以降算定不可)

他の法人が運営する指定居宅介護支援事業者と共同で事例検討会、研修会等を実施

…「共同」とは、開催者か否かを問わず2法人以上が参画することを指しており、市町村や介護支援専門員の職能団体等と共同で実施する場合であっても、他の法人の居宅介護支援事業者が開催者又は参加者として事例検討会等に参画する必要がある。

【災害時要援護者に対するマイプランの作成支援】

【避難支援計画の体系】



災害関係通知

「災害により被災した要介護高齢者等への対応について(平成25年5月7日付事務連絡)」

＜主な内容＞

- ①介護保険施設等について、災害等による定員超過が認められていること。(減算適用せず)
- ②被災のため、職員の確保が困難な場合、減算適用しないこと。
- ③被災のため利用者負担が困難な者については、市町村の判断で利用者負担を減免できること。
- ④被災のため保険料の納付が困難な者については、保険料の減免、徴収の猶予できること。 等

「平成30年台風及び前線等に伴う大雨による被災者に係る被保険者証の提示等について

(平成30年7月7日付事務連絡)」

＜主な内容＞

災害救助法の適用を受けた地域の被保険者について、被保険者証等の提示がなくとも、市町村が保険給付費相当額を指定居宅サービス事業者等へ直接支払うことができるこ 等

「平成30年7月豪雨により被災した要援護高齢者等への対応について

(平成30年7月10日付事務連絡)」

＜主な内容＞

- ①地域包括支援センターと居宅介護支援事業者等の連携による安否確認等
- ②避難所等に避難している高齢者に対する必要なサービスの提供
- ③在宅要援護高齢者等に対する支援

災害関係通知

「平成30年7月豪雨に関する災害における介護報酬等の取扱いについて(平成30年7月11日付事務連絡)」

事業所等が被災したことにより、一時的に指定基準、基本サービス費や加算の要件を満たすことができなくなる場合について、各サービス共通事項や各サービスごとに取扱いを例示

<主な内容(例示)>

- ①基準以上の人員配置をした場合に算定可能となる加算(看護体制加算など)や有資格者等を配置した上で算定可能となる加算(個別機能訓練加算など)については、利用者の処遇に配慮した上で、柔軟な対応が可能。
- ②通所介護等の入浴設備が損壊し、入浴サービスが提供できなくなった場合であっても、事業所が利用者のニーズを確認し、清拭・部分浴など入浴介助に準ずるサービスを提供していると認められるときは、入浴介助加算又は入浴介助体制加算の算定が可能。
- ③避難者を受入れた施設において、ユニット型個室を多床室として利用した場合、これまで提供してきたユニットケアが継続して提供していると判断できるときは、これまでの利用者の了解を得た上で、これまでの利用者及び被災者の双方について、ユニット型個室の区分により請求して差し支えない。

「平成30年7月豪雨による災害に係る介護報酬等の請求等の取扱いについて(7月サービス提供分)(平成30年7月31日付事務連絡)」

<主な内容>

- ①被災によりサービス提供記録等を滅失又は棄損した場合、概算による請求を行うことが出来る。
- ②被災により利用料の猶予・免除がされた者に係る請求手続きについて
- ③被保険者証等を提示せずにサービスを利用した者に係る請求手順について
- ④居宅介護支援事業所等により給付管理票が提出されない場合の請求手段について